

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年5月26日（平成29年（行情）諮問第198号）

答申日：平成29年8月9日（平成29年度（行情）答申第185号）

事件名：「被収容者自弁購入物品に係る希望調査を反映した，取扱い物品変更について」（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年9月9日実施 購入品目についてのアンケート，及びそれに係る書面全て（特定刑事施設保有）」（以下「本件請求文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年1月20日付け名管総発第11号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，別紙に掲げる文書3の不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア ジェルボールペン，パンツ，そしてちり紙の品名，メーカー名等は購入すれば明らかになることである。よって，あえて不開示にする必要はない。

イ 不開示理由では，アイデア，ノウハウを模倣することが可能となるとしているが，写真，品名，仕様，メーカー名を明らかにしたところで，模倣が可能になるとはならない。

ウ 又，競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあるとしてもしているが，前提条件が成立しないので理由がない。仮にそうであったとしても，私的独占等を保護するものであって，独占禁止法の目的に違反するものとなる。

（2）意見書

ア 理由説明書（下記第3）の2については不知。

尚，刑事施設においては，これまで特定事業者Aのみが販売を全てとり行っており，5年おきの公募をしているとしても，選定している特定業者は常に特定事業者Aと特定しているのであるから，公募・選

定が行われているとしても建前である。

イ 不開示となった情報は、物品の写真の全部、商品名の全部、仕様の一部、メーカー名とのことであるが、これらの情報の全ては商品を購入すれば判明する事実である。ジェルボールペンであれば特定製品A、ボクサーパンツであれば特定製品B、メーカーは特定メーカーAである。

そもそも開示請求をした特定刑事施設が保有する「被収容者購入物品に係る希望調査を実施したことについて」の開示となった行政文書（特定受付番号）には、別紙2としてボクサーパンツ（2頁）、ジェルボールペン（11頁）が開示されていたのである（疎1（略））。

ウ 理由説明書の3の「これらの不開示部分については」から「害するおそれがあると認められ」において縷々述べているが、上記に記載のとおり、情報は購入により全て判明することであり、又、すでに開示をしているのであるから前提を欠いており独善的であって理由がない。

エ 一部不開示となった行政文書には「特定製品C（菓子）」「特定製品D」「特定製品E」などが開示されているのであるから、ジェルボールペン、ボクサーパンツ、ちり紙に限って不開示とすることには整合性がなく、明らかに恣意的なものである。

オ 理由説明書の3で「正当な利益を害するおそれがあると認められる」としているが、開示することにより、そのような危険が具体的に存在することが客観的に明白であることを要するところ、前述したとおり購入により判明する事実を開示したからといって危険が発生することはあり得ない。現に開示して危険は発生していない。

カ 以上のとおり、いずれの見地からも、一部不開示決定は不当である。同決定は、裁量権の乱用以外の何ものでもない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した「平成28年10月20日付け「被収容者自弁購入物品に係る希望調査を反映した、取扱い物品変更について」（特定刑事施設保有）」（別紙に掲げる文書3。以下「本件対象文書」という。）について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分における不開示部分のうち、被収容者自弁購入物品に係る写真、品名、仕様及びメーカー名（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことについて、理由・必要性がない旨を主張して、原処分における不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 矯正施設における物品販売等運営業務の実情について

全国の刑事施設，少年院及び少年鑑別所（以下「矯正施設」という。）における物品販売等運營業務（以下「物品販売等業務」という。）については，刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）21条2号，少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）43条2号及び少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）32条2号の規定に基づき，刑事施設の長，少年院の長及び少年鑑別所の長が指定する事業者が矯正施設において行う自弁物品及び差入品の販売業務に加え，庁舎売店・自動販売機等の運營業務及びその他関連業務を総称したものであり，当該業務については，5年おきに法務省矯正局が公募し，応募のあった事業者から選定した特定事業者が実施している。

3 本件不開示部分に係る不開示情報該当性について

文書3における本件不開示部分に該当する部分として，特定事業者の矯正施設における物品販売事業に関する情報である，全国の矯正施設で販売可能な物品の写真の全部，商品名の全部，仕様の一部及びメーカー名の全部が不開示とされているところ，これらの不開示部分については，当該情報が開示された場合，既に開示されている情報等と併せることにより，特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を相当程度特定することが可能となり，特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては，本件対象文書の情報に加工・改善を加えるなどし，そのノウハウを模倣することで，法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続を容易にすることが可能となり，その結果，特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから，当該部分は法5条2号イに該当する。

4 以上のとおり，各不開示部分について，不開示情報該当性が存することは明らかであることから，原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年5月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同月22日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月26日 | 審議 |
| ⑥ | 同年7月31日 | 審議 |
| ⑦ | 同年8月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，別紙に掲げる文書1ないし文書3を特定し，その一部を法5条2号イ，4

号及び6号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書3（本件対象文書）の不開示部分（①職員の氏名の全部及び印影の一部並びに②取扱い物品のうちの後記2（2）ウの食品類を除く物品の写真の全部、商品名の全部、メーカー名の全部及び仕様の一部）のうち、法5条2号イに該当するとして不開示とされた上記②の部分（本件不開示部分）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件不開示部分について

本件不開示部分は、全国の矯正施設で販売可能な物品の写真、商品名、メーカー名及び仕様である。

諮問庁は、矯正施設におけるこれらの物品の販売等業務については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則21条2号、少年院法施行規則43条2号及び少年鑑別所法施行規則32条2号の規定に基づき、刑事施設の長、少年院の長及び少年鑑別所の長が指定する事業者が矯正施設において行う自弁物品及び差入品の販売業務に加え、庁舎売店・自動販売機等の運營業務及びその他関連業務を総称したものであり、当該業務については、5年おきに法務省矯正局が公募し、応募のあった事業者から選定した特定事業者が実施している旨説明するところ、これを覆すに足りる事情は認められない。

（2）不開示情報該当性について

ア 本件不開示部分には、特定事業者が取り扱っている商品名、当該物品を製造及び販売しているメーカー名、特定の物品の仕様に関する変更点が具体的に記載されており、これらの取扱い物品の写真も載せられていると認められる。

イ そうすると、これらを公にすると、既に開示されている価格等の情報と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となると認められ、全国の刑事施設における物品販売等事業が、法務省矯正局の公募により選定された事業者によって行われていることに鑑みれば、物品販売等事業の競合関係にある他の事業者等にとっては、本件不開示部分に記載されている情報に加工・改善を加えるなどし、そのノウハウを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続（への応募）を容易にすることが可能となり、その結果、特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

ウ なお、審査請求人は、文書3には「特定製品C（菓子類）」、「特定製品D」、「特定製品E」など（いずれも食品類。以下、併せて「食品類」という。）も記載されているが、これらについては開示されているのであるから、ジェルボールペン、ボクサーパンツ及びちり紙に限って不開示とすることには整合性がない旨主張するので、この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであり、この説明を覆すに足りる事情はない。

(ア) 上記(1)の公募に応じて選定された特定事業者が行う物品の販売等業務の内容については、法務省矯正局（長）と特定事業者との間で締結された総括協定書の別紙仕様書において規定されているところ、本件対象文書に記載されたジェルボールペン、ボクサーパンツ及びちり紙については、特定事業者が、全国の矯正施設での販売等業務において、年間を通じて安定的に供給することができる物品（以下「全国統一取扱物品」という。）に含まれる商品であって、これらに関する情報の不開示情報該当性については上記イのとおりである。

(イ) 一方、食品類は、全国統一取扱物品に該当しない商品であるところ、総括協定書の別紙仕様書には、特定事業者が行う物品の販売等業務として、全国統一取扱物品の外、「各矯正施設の長と協議して定めた物品の販売」を行うことも規定されている。そして、食品類は、この規定に基づき、特定刑事施設の長と特定事業者が協議を行った結果、特定刑事施設において取扱いを行うこととした商品である。

(ウ) 上記(イ)の食品類などの商品については、全国統一取扱物品とは異なり、施設運営の実情等に鑑み、特定刑事施設の長と特定事業者との間で必要に応じて協議が持たれることにより初めて当該刑事施設で取り扱われることになるものであり、その商品の選定に当たっては、特定刑事施設の立地条件や当該時期の流通事情等を踏まえて、特定事業者が提供可能と判断した商品と、特定刑事施設側が納入を希望する商品との調整を図った上で、取り扱う具体的な商品が決定されるものである。

そこで、上記の諮問庁の説明を前提に食品類に関する情報の法5条2号イ該当性につき検討すると、食品類に関する個別の情報については、いつ、どこで、どのような商品が、どのような仕様等により採用されるのか、特定事業者としても予測の立てようがないものであり、したがって、そうした特定事業者にとり予測できないような情報が「特定事業者のノウハウ」に該当するとはいえない。そうすると、仮に特定事業者と競合関係にある他の事業者等が食品類に関

する情報の開示を受けたとしても、特定事業者のノウハウを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続への応募を容易にすることが可能になるとは考えられず、そのような情報が同号イの不開示情報に該当するとはいえないから、本件不開示部分が開示されないことにつき、食品類に関する情報が開示されていることとの整合性がない旨の審査請求人の主張は、採用することができない。

エ 以上のとおり、本件不開示部分は、これを公にすることにより、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

文書1 平成28年8月29日付け「被収容者自弁購入物品に係る希望調査を実施することについて（伺い）」（特定刑事施設保有）

文書2 平成28年9月27日付け「被収容者自弁購入物品に係る希望調査を実施したことについて（報告）」（特定刑事施設保有）

文書3 平成28年10月20日付け「被収容者自弁購入物品に係る希望調査を反映した，取扱い物品変更について」（特定刑事施設保有）（本件対象文書）